

知事記者会見（2025 年 6 月 25 日（水曜日））

フリー記者 A：

公益通報者保護法でちょっと古い話になるんですけど、お尋ねしたい
と思います。

3 月 26 日の会見で 3 号通報が内部通報に限定される考えもあると知事
がおっしゃったことに関して、4 月 8 日に消費者庁から、「公式見解
と異なる内容を確認したと、適切な対応をとられるように」というメ
ールが届きました。

これは知事もご確認のとおり、一般的な助言ということで、5 月 15 日
の会見で複数の記者から質問があったときに、知事は重く受け止める
とお答えになりました。

そのあと、5 月 22 日に消費者庁から、公益通報者保護法に係る対応の
徹底についてという通知が出されました。

これは、地方自治法に基づく技術的助言で、メールの一般的な助言と
重みが全く違うんですけれども、ここで 5 月 15 日の記者さんの質問

と同じ質問をもう 1 回知事にお尋ねしたいんですけども、消費者庁の見解と知事の見解は同じなのでしょうか、違うのでしょうか。

知事：

ですから、公益通報者保護制度について、ご指摘いただいた消費者庁の通知などというものは、重く受け止めているというところです。

県としては、これもこの会見の場などでもお答えさせていただいたと思いますけども、公益通報者保護法の今回の改正などを踏まえまして、改めて 1 号通報、2 号通報、3 号通報、公益通報者に対しての対応については法の趣旨を踏まえた体制整備をしっかりと行っていくということですね。

フリー記者 A：

5 月 22 日の通知というのは 3 号通報したものも含めて措置をとることを求めているということで、3 月 26 日の知事の発言を念頭に置かれたものであるのは間違いないと思われます。

この通知というのは、全国津々浦々の自治体及び国の行政機関全部に、発出されているので、知事のどっちつかずの見解で、ありとあらゆるところに影響を与えてしまっていると思うんですけれども、ここで確認したいのはやはり重く受け止める以上のお答えはいただけないということでしょうか。

知事：

記者のご意見としては承りますけども、今申し上げたとおり、消費者庁の通知は重く受け止めていますし、県としては、今回の公益通報者保護法の改正などを踏まえまして、改めて1号通報、3号通報含めた、公益通報者に対する体制整備というものですね、これは法の趣旨を踏まえてしっかりやっていくということです。

フリー記者 A：

消費者問題特別委員会とか総務委員会でご質問された川内博史議員に直接お話を伺ったところ、議員はすごくこの問題を深刻に受け止められているということを感じたんですね。

このままの状況を放置するとまた秋の臨時国会でも、消費者庁の総括審議官が詰められると思うんですけれども、知事ご自身がご自身の法解釈、体制整備義務については、法定指針の３号通報は含まれないという考え方もあるんだということを、消費者庁にお伝えするようなことはお考えになられませんか。

知事：

国においては、国会等で適切に審議されていくものだというふうに思います。

我々としては、先ほど来、答えさせていただいているとおり、これやはり公益通報者保護制度というものはしっかり大事な制度ですので、今回の法律改正の内容などを踏まえまして、やはり法の趣旨を踏まえて、体制整備をしっかり行っていくということが大事だと思っています。

